

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

2023(令和5)年6月14日

北海道経済産業局長 岩永 正嗣 殿

釧路市長 蝦名 大也



中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

釧路市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

当市の人口は戦後人口が増加し、水産業が好調だったことや製菓会社の進出などもあり1980(昭和55)年に227,234人とピークになったが、以降は少子高齢化の進行と、水産業や石炭産業をはじめとする地域経済の低迷などにより他地域(特に札幌圏、東京圏)へ人口が流出したため現在まで減少傾向が続いており、現在は159,014人となっている。また、15歳以上就業者総数(国勢調査)の直近のデータでは、2015(平成27)年は74,870人であったが、2020(令和2)年は69,198人と労働力人口も減少傾向にある。

②産業構造

当市は、恵まれた自然環境を生かした農業、林業、水産業の第1次産業と食料品製造業や石炭産業、紙・パルプ産業、木材産業などの第2次産業を基盤に、商業、観光などの第3次産業とも有機的に結びついており、道東の産業経済の中心として発展している。

③中小企業の実態等

当市に事業所を有する企業の規模としては、資本金1億円以下の企業が99.4%、資本金3億円以下の企業が99.9%(平成28年経済センサス(企業等に関する集計)資本金階級別会社企業数による)と、ほとんどが中小企業である。

以上から、各産業における中小企業の生産性が向上することにより、様々な産業へ波及することが期待されるため、先端設備等の導入を支援していくことが重要となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。